

平成 21 年 5 月 25 日

各 位

株 式 会 社 I H I
東京都江東区豊洲三丁目 1 番 1 号
代表取締役社長 釜 和明
(コード番号 7013)
問合せ先 広報・IR 室長 竹園 良雄
T E L 0 3 - 6 2 0 4 - 7 0 3 0

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 192 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 現行定款第 2 条について、事業内容をより明確にするため、事業目的の一部を変更するものであります。また、薬事法に対応した用語に変更するものであります。
- (2) 平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと（いわゆる「株券の電子化」）から、これに対応するため、以下の変更を行なうものであります。
- ① 株券の発行に関する定めを削除するものであります。（現行定款第 7 条、第 10 条）
- ② 実質株主に関する部分を削除するものであります。（現行定款第 11 条、第 13 条第 3 項）
- ③ 株券喪失登録簿に関する部分を削除するものであります。（現行定款第 13 条第 3 項）
- ④ 現行定款第 7 条、第 10 条の削除に伴い、条数を順次繰り上げるものであります。
- ⑤ 本変更に係る経過的な措置を定めるため、附則を追加するものであります。

2. 変更の内容は次のとおりです。

(注：下線は変更部分を示しております。)

| 現行定款 | 変更後 |
|---|---|
| (目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 次に掲げる品目およびその部品ならびにこれに関連する総合設備の設計、製造、売買、賃貸借、据付、修理、保守、保全に関する事業 | (目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 次に掲げる品目およびその部品ならびにこれに関連する総合設備の設計、製造、売買、賃貸借、据付、修理、保守、保全に関する事業 |

| 現行定款 | 変更後 |
|---|---|
| (1) (条文省略) | (1) (現行どおり) |
| (3) | (3) |
| (4)風水力機械，化学機械，窯業装置，製紙パルプ機械，合成樹脂加工機械，工業炉，金属加工機械，運搬機械，駐車装置，車両用過給機およびその他自動車用機器，物流機器，船用機器，建設機械，鉄道車両，案内軌条式鉄道車両，産業用車両，産業用ロボット，レーザー装置，兵器，除雪機械，その他各種産業用および一般用機械器具装置 | (4) <u>圧縮機，送風機，分離機，濾過機，陸船用過給機</u> ，化学機械，窯業装置，製紙パルプ機械，合成樹脂加工機械，工業炉，金属加工機械，運搬機械，駐車装置，車両用過給機およびその他自動車用機器，物流機器，船用機器，建設機械，鉄道車両，案内軌条式鉄道車両，産業用車両，産業用ロボット，レーザー装置，兵器，除雪機械，その他各種産業用および一般用機械器具装置 |
| (5)環境整備装置，民生用機器，電気・電子機器，通信機器，制御装置，検査・計測機器，試験研究用機器，分析機器， <u>医療用具</u> | (5)環境整備装置，民生用機器，電気・電子機器，通信機器，制御装置，検査・計測機器，試験研究用機器，分析機器， <u>医療機器</u> |
| (6) (条文省略) | (6) (現行どおり) |
| (8) | (8) |
| 2. (条文省略) | 2. (現行どおり) |
| 18. | 18. |
| 第3条 (条文省略) | 第3条 (現行どおり) |
| 第6条 | 第6条 |
| <u>(株券の発行)</u> | (削除) |
| 第7条 <u>当社は，株式に係る株券を発行する。</u> | |
| 第8条 (条文省略) | 第7条 (現行どおり) |
| 第9条 | 第8条 |
| <u>(单元未満株券の不発行)</u> | (削除) |
| 第10条 <u>当社は，单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし，株式取扱規程に定めるところについては，この限りではない。</u> | |

| 現行定款 | 変更後 |
|--|---|
| <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 11 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> | <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> |
| <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 12 条 (条文省略)</p> | <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 10 条 (現行どおり)</p> |
| <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 13 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> | <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> |
| <p>第 14 条 (条文省略)</p> <p>第 43 条</p> | <p>第 12 条 (現行どおり)</p> <p>第 41 条</p> |
| <p>附 則</p> <p>(新 設)</p> | <p>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>なお、本附則は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって、これを削除する。</p> |

3. 日程

平成 21 年 5 月 25 日（月）第 192 回定時株主総会の招集を決定する取締役会決議

平成 21 年 6 月 26 日（金）定款変更のための定時株主総会開催

同日（予定） 定款変更の効力発生日

以上